

金融審議会金融分科会第二部会報告

～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～(平成19年12月)の概要

I. 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大

金融サービスの多様化、高度化等に伴い、銀行・保険会社本体の経営の健全性の確保に留意しつつ、国際競争力の確保等の観点から、銀行・保険会社グループの業務範囲拡大のための制度的手当てを提言

- 財務の健全性や的確なリスク管理等一定の要件を満たす銀行グループの銀行兄弟会社に対して新たな業務を解禁する枠組みの導入
 - ・ 現行、銀行の子会社と兄弟会社の業務範囲については、法令で同一内容を限定列挙
- 上記の新たな枠組みの下、銀行の兄弟会社に商品の現物取引を解禁
- 商品の保有リスクを回避するための措置が講じられていることを前提として、銀行・保険会社グループに商品デリバティブの現物決済を解禁
- 実質的に与信と同視しうることを前提として、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社にイスラム金融を解禁
- 排出権をめぐる今後の状況を見極めつつ、銀行・保険会社本体に排出権取引を認める方向で検討
- ファイナンス・リース(実質的に設備投資資金の貸付けと同視しうるリース)を主として営むことを前提として、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社にリース物件と同種の中古物件売買等を解禁
 - ・ 現行、リース中古物件の売買等は、リース満了時の売却等に限定
- 地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、銀行グループの議決権保有制限の例外措置の拡充を検討
 - ・ 現行、銀行本体とその子会社で合算5%超、銀行持株会社とその子会社で合算15%超の議決権の保有は原則禁止
- 銀行・保険会社本体に投資助言・代理業を解禁
- マネーロンダリングや脱税等の不適正な取引の防止に留意しつつ、外国銀行の業務の代理・媒介制度を導入
 - ・ 現行、例えば、外国銀行在日支店は、母体外国銀行の業務の代理・媒介ができない等の制約があり、こうした状況は、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供や我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を阻害しかねないとの指摘が存在

【参考】銀行・保険会社グループの業務範囲拡大の方向性

| | 銀行・保険会社 (本体) | 銀行・保険会社 の子会社 | 銀行・保険会社 の兄弟会社(注) |
|--------------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 商品の現物取引 | × | × | ×→○※ ※個別に許認可 |
| 商品デリバティブ | △※→○ ※差金決済のみ | △※→○ ※差金決済のみ | △※→○ ※差金決済のみ |
| イスラム金融 | × | ×→○ | ×→○ |
| 排出権取引 | ×→○※ ※今後の状況を見極めつつ、認める方向で検討 | ○ | ○ |
| リース | × | ○ | ○ |
| 中古物件の売買 ・メンテナンス | × | △※→要件緩和 ※リース満了時の売却等のみ | △※→要件緩和 ※リース満了時の売却等のみ |
| マーチャント ・バンキング | △※→要件緩和 ※議決権保有制限あり | △※→要件緩和 ※議決権保有制限あり | △※→要件緩和 ※議決権保有制限あり |
| 投資助言・代理 | ×→○ | ○ | ○ |

(注) 保険会社の兄弟会社は、これまでも、当局の承認を得れば、法令で限定列挙された業務(届出により実施可能)以外の業務も実施可能

II. 利益相反の弊害の防止等

- ① 利益相反による弊害や銀行・保険会社等における優越的地位の濫用の防止の実効性の確保
- ② 顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請のため、新たな規制の枠組みを提供

- 銀行・保険会社等に利益相反管理態勢の整備を義務付け
- 保険会社の役員と銀行等・証券会社の役職員との兼職規制を撤廃

III. 保険に関する規制緩和

保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる「3:3:2規制」)について、経営の健全性の確保等に留意しつつ、今後、廃止を含めた見直しを実施

【参考】資産別運用比率規制(いわゆる「3:3:2規制」)

| 対象資産 | 国内株式 | 外貨建資産 | 不動産 |
|-------------------|------|-------|-----|
| 上限 (対一般勘定資産合計) | 30% | 30% | 20% |